

# 令和3年度 水質検査計画



千貫石浄水場 処理能力10,000 $\text{m}^3/\text{D}$



森山第一配水池  
 $V=3,500\text{m}^3$



森山第三配水池  
 $V=8,000\text{m}^3$

## 金ヶ崎町上下水道課

## 水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため不可欠であり、水質管理で行う上で重要なものです。

水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項により策定が義務付けられており、水源から蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数などを定めたもので、毎事業年度の開始前に策定し公表することとしています。

## 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水水質並びに水道水の水質状況
4. 採取場所及び検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査結果の精度と信頼性保証
9. 関係機関との連携



金ケ崎町上下水道課では、町民の皆様に安全でおいしい水道水をお届けするために、令和3年度の水質検査計画を策定しました。

### 1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される蛇口及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及びお客様に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために、金ケ崎町が独自に行う水質項目とします。
- (3) 検査頻度は、
  - ・蛇口では水道法施行規則（以下、施行規則という）第15条第1項第1号の規定に基づき、色・濁り・残留塩素等について1日1回蛇口から検査を行います。
  - また、施行規則第15条第1項第3号の規定に基づき、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度及び濁度の検査を月1回行います。
  - 水質基準項目、水質管理目標設定項目等については、水道法及び過去の水質検査結果に基づき年1回～12回の検査頻度とします。
  - ・水源では、指標菌の検査を年4回～12回行う他、年1回水質基準項目の全項目について検査します。

### 2. 水道事業の概要

#### (1) 給水状況

令和元年度末の金ケ崎町の給水状況は以下のとおりです。

区 分	金ケ崎町上水道
給 水 地 域	金ケ崎町内、北上市相去町の一部
給 水 人 口	15,192人
普 及 率	97.7%
給 水 戸 数	5,746戸
一日最大給水量	10,229m <sup>3</sup>
一日平均給水量	7,674m <sup>3</sup>

## (2) 配水系統

金ヶ崎町の水道を水系ブロック毎に分類した場合3浄水場となっています。

浄水場名	配水系統名	主な配水地区
千貫石	森山第三配水池	工業団地、北部地区・三ヶ尻地区の一部、北上市相去町の一部
高谷野原	森山第一配水池	街地区、南方地区、西部地区、上永沢地区、永徳寺地区 三ヶ尻地区の一部
五百津	五百津配水池	北部地区の一部

## (3) 浄水施設の概要

浄水場名	千貫石	高谷野原	五百津
水源名	千貫石	高谷野原	五百津
敷地面積	7,119.0 m <sup>2</sup>	1020.0 m <sup>2</sup>	1,735.0 m <sup>2</sup>
浄水能力	10,000 m <sup>3</sup>	4,280 m <sup>3</sup>	391 m <sup>3</sup>
浄水処理法	薬品沈殿 急速ろ過	塩素滅菌	塩素滅菌
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 水酸化ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム



千貫石浄水場



高谷野原浄水場



五百津浄水場

### 3. 原水水質並びに水道水の水質状況

#### (1) 原水水質の状況

浄水場名	原水の種類	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき水質項目
千貫石	表流水	降雨時における高濁水発生	濁度
高谷野原	浅井戸	農薬	
五百津	深井戸	問題なし	

金ヶ崎町では、水源、原水でこれらの汚染要因の監視や水質管理上注目すべき項目について定期的に検査を行うとともに、適正な浄水処理を行って町民の皆様に安全でおいしい水道水をお使いいただいております。

#### (2) 水道水の水質状況

水道水の水質状況は、水道法に基づき毎日検査などを行って安全を確認しています。

### 4. 採水場所及び検査頻度

#### (1) 原水

- 指標菌検査・・・町内3ヶ所の水源（千貫石、高谷野原、五百津）において、年4～12回実施します。
- クリプトスピジウム・・・年4回、千貫石水源で実施します。
- 全項目検査・・・年1回、町内3ヶ所の水源（千貫石、高谷野原、五百津）で実施します。
- 農薬検査・・・水源の種類や位置、浄水処理方法等により農薬に汚染されている恐れのある高谷野原水源で、6月、7月、8月に月1回、5～6項目について検査します。

※詳細は別表のとおりです。

#### (2) 浄水

- 毎日検査・・・水道法で1日1回行うこととされている3項目（色、濁り、残留塩素）について、町内7つの配水系統（平林配水池、高谷野原加圧、五百津配水池、永徳寺加圧、森山第一配水池、森山第三配水池、和光配水池）につき、各1ヶ所の末端の給水栓（蛇口）において検査します。
- 毎月検査・・・水道法で1ヶ月に1回行うこととされている9項目について町内3ヶ所の給水栓（千貫石水系、高谷野原水系、五百津水系）で実施します。
- 年3回検査・・・毎月検査と同じ3ヶ所にて、水質基準項目の51項目について、省略できる項目を除いて検査します。
- 全項目検査・・・過去の検査結果から3年に1回以上に検査回数を緩和することができる水質基準項目51項目についても、水質の安全管理のために毎月検査と同じ3ヶ所の給水栓で実施します。

※詳細は別表のとおりです。

## 5. 水質検査方法

水質検査は岩手中部広域水道企業団へ委託して行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行います。

また、放射性物質検査やクリプトスポリジウム及びジアルジア検査については、国へ登録している民間検査機関へ委託して行っております。

なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## 6. 臨時の水質検査

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は金ケ崎町ホームページ上にて公表します。また、過去の検査結果を考慮すると共に、内容について町民の方からの意見、要望等を参考にした上で、毎年計画を見直します。

水質検査結果についても、金ケ崎町のホームページ上で公表します。

## 8. 水質検査結果の精度と信頼性保証

金ケ崎町では、主な委託先を岩手中部広域圏の検査センターである岩手中部水道企業団とするほか、他の項目についても厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関へ委託することで、正確かつ精度の高い検査データの収集に努めています。

なお、岩手中部水道企業団では測定者間のバラツキをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を整えて精度の良い測定を行い、水質検査の測定値の信頼性を確保するとともに、国が実施する精度管理に参加しており信頼性の保証に努めています。

また、その他の委託検査機関における、内部精度管理及び外部精度管理の実施状況を把握し、適正な精度管理が行われていることを確認します。

## 9. 関係機関との連携

- (1) 水道水が原因で健康被害が発生した場合には、金ケ崎町保健福祉センター及び生活環境課並びに県南広域振興局保健福祉環境部奥州保健所と連携し、被害状況を把握します。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、上記の県・町の関係機関に加え、国土交通省岩手河川国道事務所、奥州金ケ崎行政事務組合水沢消防署金ケ崎分署等、関係諸機関と連携を取りながら、現場調査と適正な浄水処理を行います。



お問い合わせ先

金ケ崎町上下水道課

〒029-4503

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根揚場後2番地2

TEL0197-44-2136 Fax0197-44-2670

Eメール：[jogesui@town.kanegasaki.iwate.jp](mailto:jogesui@town.kanegasaki.iwate.jp)



(別表) 水質基準項目検査頻度 (浄水)

千貫石浄水場系統

区分	No	水質基準項目	基準値 (mg/L)	水道法に 基づく検 査回数	過去3年間の 検査結果から 法令上設定さ れる回数	検査計画	
						検査計 画回数	設定理由
病原 微生物	1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	2	大腸菌	不検出				
無機物・ 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4回/年			
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	4回/年			
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4回/年			
	8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4回/年	1回/年		
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4回/年			
	14	四塩化炭素	0.002以下	4回/年			
	一般有 機物	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4回/年	1回/3年	1回/年
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4回/年			
17		ジクロロメタン	0.02以下	4回/年			
18		テトラクロロエチレン	0.01以下	4回/年			
19		トリクロロエチレン	0.01以下	4回/年			
20		ベンゼン	0.01以下	4回/年			
消毒副 生成物	21	塩素酸	0.6以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	22	クロロ酢酸	0.02以下	4回/年			
	23	クロロホルム	0.06以下	4回/年			
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4回/年			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4回/年			
	26	臭素酸	0.01以下	4回/年			
	27	総トリハロメタン	0.1以下	4回/年			
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4回/年			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4回/年			
	30	ブロモホルム	0.09以下	4回/年			
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4回/年			
着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4回/年	1回/年	4回/年	※2
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	4回/年			
味	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
着色	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4回/年			
味	38	塩化物イオン	200以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300以下	4回/年	1回/年	4回/年	※2
	40	蒸発残留物	500以下	4回/年	4回/年		
発砲	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
かび臭	42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期	発生時期	発生時期 1回/年	※3
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1回/月	1回/月		
発砲	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
臭気	45	フェノール類	0.005以下	4回/年			
基本 的性 状	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月			
	48	味	異常でないこと	1回/月			
	49	臭気	異常でないこと	1回/月			
	50	色度	5度以下	1回/月			
	51	濁度	2度以下	1回/月			

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、3年に1回に省略できるが、水質安全管理のため

※2 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合、1年に1回に省略できるが、水質安全管理のため

※3 地表からの汚染源のおそれがなく、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるが、水質安全管理のため

## (別表) 水質基準項目検査頻度(浄水)

## 高谷野原浄水場系統

区分	No	水質基準項目	基準値 (mg/L)	水道法に 基づく検 査回数	過去3年間の 検査結果から 法令上設定さ れる回数	検査計画	
						検査計画回 数	検査計画回数
病原 微生物	1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	2	大腸菌	不検出				
無機物・ 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4回/年			
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	4回/年			
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	4回/年			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4回/年			
	8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	4回/年			
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4回/年	1回/年		
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4回/年			
	14	四塩化炭素	0.002以下	4回/年			
	一般有 機物	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4回/年	1回/3年	1回/年
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4回/年			
17		ジクロロメタン	0.02以下	4回/年			
18		テトラクロロエチレン	0.01以下	4回/年			
19		トリクロロエチレン	0.01以下	4回/年			
20		ベンゼン	0.01以下	4回/年			
消毒副 生成物	21	塩素酸	0.6以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目
	22	クロロ酢酸	0.02以下	4回/年			
	23	クロロホルム	0.06以下	4回/年			
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4回/年			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4回/年			
	26	臭素酸	0.01以下	4回/年			
	27	総トリハロメタン	0.1以下	4回/年			
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4回/年			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4回/年			
	30	ブロモホルム	0.09以下	4回/年			
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4回/年			
着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4回/年			
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	4回/年			
	35	銅及びその化合物	1.0以下	4回/年			
味	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
着色	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4回/年			
味	38	塩化物イオン	200以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4回/年	1回/年	4回/年	※2
	40	蒸発残留物	500以下	4回/年	4回/年		基本検査頻度
発砲	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
かび臭	42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期	発生時期	発生時期 1 回/年	※3
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1回/月	1回/月		
発砲	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1
臭気	45	フェノール類	0.005以下	4回/年			
基本 的性 状	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月			
	48	味	異常でないこと	1回/月			
	49	臭気	異常でないこと	1回/月			
	50	色度	5度以下	1回/月			
	51	濁度	2度以下	1回/月			

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、3年に1回に省略できるが、水質安全管理のため

※2 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合、1年に1回に省略できるが、水質安全管理のため

※3 地表からの汚染源のおそれがなく、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるが、水質安全管理のため

## (別表) 水質基準項目検査頻度(浄水)

## 五百津浄水場系統

区分	No	水質基準項目	基準値 (mg/L)	水道法に 基づく検 査回数	過去3年間の 検査結果から 法令上設定さ れる回数	検査計画				
						検査計画回 数	検査計画回数			
病原 微生物	1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目			
	2	大腸菌	不検出							
無機 物・ 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4回/年						
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	4回/年						
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	4回/年						
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4回/年						
	8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	4回/年				4回/年	4回/年	省略不可項目
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4回/年	4回/年	4回/年	省略不可項目			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4回/年	1回/年		※2			
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4回/年	1回/3年		1回/年	※1		
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4回/年						
	14	四塩化炭素	0.002以下	4回/年						
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4回/年						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4回/年							
一 般 有 機 物	17	ジクロロメタン	0.02以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4回/年						
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	4回/年						
	20	ベンゼン	0.01以下	4回/年						
	21	塩素酸	0.6以下	4回/年				4回/年	4回/年	省略不可項目
	22	クロロ酢酸	0.02以下	4回/年						
23	クロロホルム	0.06以下	4回/年							
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4回/年							
25	ジブromoklorometan	0.1以下	4回/年							
26	臭素酸	0.01以下	4回/年							
27	総トリハロメタン	0.1以下	4回/年							
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4回/年							
29	ブromodichlorometan	0.03以下	4回/年							
30	ブromoholm	0.09以下	4回/年							
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4回/年							
着 色	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4回/年	4回/年	4回/年	基本検査頻度			
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
	35	銅及びその化合物	1.0以下	4回/年						
味	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
着色	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4回/年						
味	38	塩化物イオン	200以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目			
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4回/年	1回/年	4回/年	※2			
	40	蒸発残留物	500以下	4回/年	4回/年		基本検査頻度			
発砲	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
かび臭	42	ジオスミン	0.00001以下	発生時期	発生時期	発生時期	発生時期 1回/年			
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1回/月				1回/月	※3	
発砲	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4回/年	1回/3年	1回/年	※1			
臭気	45	フェノール類	0.005以下	4回/年						
基 本 的 性 状	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目			
	47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月						
	48	味	異常でないこと	1回/月						
	49	臭気	異常でないこと	1回/月						
	50	色度	5度以下	1回/月						
	51	濁度	2度以下	1回/月						

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、3年に1回に省略できるが、水質安全管理のため

※2 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合、1年に1回に省略できるが、水質安全管理のため

※3 地表からの汚染源のおそれがなく、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるが、水質安全管理のため



## (別表) 水質基準項目検査頻度 (原水)

千貫石浄水場系統、高谷野原浄水場系統、五百津浄水場系統

区分	No	水質基準項目	基準値 (浄水) (mg/L)	計画検査回数			設定理由
				千貫石 水 源	高谷野 原水源	五百津 水 源	
病 原 微生物	1	一般細菌	100 個/ml 以下	1 回/年	1 回/年	1 回/年	水源及び原 水の水質確 認のため
	2	大腸菌	不検出				
無 機 物 ・ 金 属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下				
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下				
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下				
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下				
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下				
	8	六価クロム及びその化合物	0.02 以下				
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下				
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下				
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下				
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下				
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下				
一 般 有 機 物	14	四塩化炭素	0.002 以下	—	—	—	浄水処理に 起因する消 毒副生成物 のため行わ ない
	15	1,4 - ジオキサン	0.05 以下				
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下				
	17	ジクロロメタン	0.02 以下				
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下				
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下				
	20	ベンゼン	0.01 以下				
消 毒 副 生 成 物	21	塩素酸	0.6 以下	—	—	—	浄水処理に 起因する消 毒副生成物 のため行わ ない
	22	クロロ酢酸	0.02 以下				
	23	クロロホルム	0.06 以下				
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下				
	25	ジブromokkろロメタン	0.1 以下				
	26	臭素酸	0.01 以下				
	27	総トリハロメタン	0.1 以下				
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下				
	29	ブromokkろロメタン	0.03 以下				
	30	ブromokkろロホルム	0.09 以下				
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下				
着 色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1 回/年	1 回/年	1 回/年	水源及び原 水の水質確 認のため
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下				
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下				
	35	銅及びその化合物	1.0 以下				
味	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下				
着色	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下				
味	38	塩化物イオン	200 以下				
	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下				
	40	蒸発残留物	500 以下				
発砲	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下				
かび臭	42	ジェオスミン	0.00001 以下				
	43	2 - メチルイソボルネオール	0.00001 以下				
発砲	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下				
臭気	45	フェノール類	0.005 以下				
基 本 的 性 状	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	1 回/年	1 回/年	1 回/年	水源及び原 水の水質確 認のため
	47	pH値	5.8以上 8.6以下				
	48	味	異常でないこと				
	49	臭気	異常でないこと				
	50	色度	5 度以下				
	51	濁度	2 度以下				

(別表)

### 独自に行う水質検査（原水）

指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査

No	採水地点	検査頻度
1	千貫石浄水場	1 2 回/年
2	高谷野原浄水場	4 回/年
3	五百津浄水場	4 回/年

農薬検査

No	採水地点	検査頻度
1	高谷野原浄水場	3 回/年（6、7、8 月）

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査

No	採水地点	検査頻度
1	千貫石浄水場	4 回/年